令和６年度狭山市特定教育・保育施設等指導実施方針

（目的）

　子ども・子育て支援法及び関連する法律に基づき、児童の安全と就学前における質の高い教育・保育が提供される施設等の運営を担保するため、関連法令や基準等に沿った適正な運営が図られるよう、以下の基本指針及び重点事項に基づき、指導・助言を行うことを目的とする。

（基本方針）

1. 重点事項の設定

　　　施設等の経緯や実績、運営状況等を踏まえ、画一的、平板的な指導監査となら

ないよう重点事項を定め、効率的に必要な指導及び助言を行う。

1. 意見・要望の聴取

　　　施設等の現状把握を行うとともに、施設等からの意見、要望等の聴取に努め、

相談等についても積極的な対応を心掛ける。

（重点事項）

1. 事故防止対策

(1)事故防止の計画が策定され、職員に周知しているか。

(2)事故発生による経過を記録しているか。

(3)再発防止策の策定と再発防止策が職員に周知しているか。

(4)「ヒヤリハット」が記録され、職員に周知しているか。

1. 設備運営基準の遵守
2. ほふく室、保育室、遊戯室等、利用人数に応じた面積要件を満たして

いるか。

(2)運営規程、重要事項説明書など必要な書類を整備しているか。